

道の駅湖畔の里福富太陽光発電設備導入事業公募要領

1 業務の概要

- (1) 業務名 道の駅湖畔の里福富太陽光発電設備導入事業（以下「本事業」という。）
- (2) 業務内容 別紙「道の駅湖畔の里福富太陽光発電設備導入業務実施要領」（以下「実施要領」という。）のとおり。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
- (4) 提案上限額 30円/kWh（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 業務の目的

「道の駅湖畔の里福富太陽光発電設備導入業務実施要領」に記載のとおりとする。

3 選定審査の実施方針

- (1) 選定審査は、東広島市契約規則その他関係例規に定めるもののほか、この説明書により、本件業務を行う者（以下「事業予定者」という。）を選定する。
- (2) 事業予定者については、道の駅湖畔の里福富太陽光発電設備導入予定業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において選定審査を行う。
- (3) 選定委員会は、選定審査において、提出書類作成要領に基づく企画提案書を提出した者の中から本件業務の事業予定者としてふさわしい者を特定する。なお、特定される者は複数の場合もある（以下、特定された者を「特定者」という。）。
- (4) 市は、特定者を複数選定した場合においては、特定者のうち最高得点者を本事業の交付決定者として電力受給の相手方とし、提案の範囲内での見積価格が提出された場合に、道の駅湖畔の里福富指定管理者（以下「指定管理者」という。）の契約の相手方とする。この場合の見積書徴取の回数は2回までとする。
- (5) 電力受給の相手方が、契約の締結までに選定審査の参加資格に該当しなくなった場合、又、辞退した場合は、その者とは契約の締結を行わないこととする。この場合は、特定者の次順位の者を最も優れた者として、随意契約の手続を行うこととする。

4 交付金

本事業は、東広島市補助金交付規則、東広島市二酸化炭素排出抑制対策事業補助金（以下「排出抑制補助金」という。）交付要綱その他関係例規に基づき、事業予定者へ交付するものとする。交付内容については、「東広島市二酸化炭素排出抑制対策事業補助金交付要領」に記載のとおりとする。なお、工事の着手は交付決定後に行うものとする。また、本市補助金規則により、事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該補助金の交付の決定があった日の属する市の会計年度の末日から起算して30日を経過する日のいずれか早い日までに実績報告を提出することとする。

なお、本事業に対する交付上限額は、53,041千円とする。

5 参加資格

選定審査に参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たしている法人格を有する団体であること。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定による入札参加制限を受けている者
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者
 - エ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は選定審査の参加表明書提出締切日前 6 ヶ月以内に手形小切手の不渡りを出した者
 - オ 選定審査の参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間のいずれかの日において、東広島市の指名除外措置を受けている者
 - カ 次のいずれかの者に、手続開始の公告の日までに納めるべき市町村税又はその延滞金のいずれかに滞納がある者
 - a 選定審査に参加しようとする者（法人又は個人事業主）
 - b 選定審査に参加しようとする法人の代表者（個人）
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は東広島市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 16 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員等の統制の下にある者
 - ク 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ケ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
- (2) 広島県内に本店または支店・営業所等があること。
- (3) 公告の日から起算して過去 10 年以内に、次の同種又は類似業務に係るいずれかの業務を履行し完了した実績があること。
- 同種又は類似業務
- ・民間を含めた PPA 事業の採用実績
 - ・企業、地方公共団体所有施設または土地等における太陽光発電パネルの設置事業の実施等（選定・契約・受注段階も可）
 - ・公共施設等への再生可能エネルギー設備の設置実績
 - ・類似の事業とは、施設の屋上または屋根等における 250kW 以上の太陽光発電設備等設置工事の請負又は発電事業をいう。
- (4) 企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (5) 単独の法人もしくは複数の法人によって構成された共同事業者（共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。）であること。応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。
- (6) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
- ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
 - ・第一種、第二種または第三種電気主任技術者

6 選定審査基準等

- (1) 企画提案者を特定するための審査基準は、別表「道の駅湖畔の里福富太陽光発電設備導入

業務委託事業者選定審査基準」のとおりとする。

- (2) 企画提案者の特定にあたっては、選定委員会において、審査項目ごとの加算方式（総合点の最高得点による競争）により、評価点の総合点が高い順に順位を決定する。なお、各審査委員が審査した評価点（最大評価点80点）に事務的評価点（最大評価点20点）を加算した評価点（合計100点）が一人でも最低基準（60点）に満たない場合は、この者を特定しない。
- (3) 審査の結果、同点により2者以上が最高得点者となった場合は、見積額の低い業者を特定するものとし、見積額も同額の場合は選定委員長が各委員に諮り、特定するものとする。
- (4) 企画提案者が1者であっても企画提案の評価を実施し、最低基準点を超えた場合は、交付決定者として特定する。

7 手続き等に係る担当課

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号
東広島市 生活環境部 環境先進都市推進課
担当：企画推進係
電話：082(420)0928 / FAX：082(421)5601
電子メール：hgh200928@city.higashihiroshima.lg.jp

8 図書の閲覧及び入手方法

- (1) 図書
 - ア 道の駅湖畔の里福富太陽光発電設備導入事業公募要領
 - イ 道の駅湖畔の里福富太陽光発電設備導入業務実施要領
 - ウ 道の駅湖畔の里福富太陽光発電設備導入業務仕様書
 - エ 様式1～8及び参考様式
 - オ 東広島市二酸化炭素排出抑制対策事業補助金交付要領
- (2) 閲覧期間
公告の日から令和6年4月5日（金）午後5時まで
- (3) 閲覧場所
東広島市のホームページ、環境先進都市推進課
- (4) 入手方法
東広島市のホームページからダウンロードすること。

9 参加表明書及び企画提案書提出に関する質問の提出及び回答

- (1) 提出期限
令和6年3月15日（金）午後5時まで
- (2) 提出場所
「7 手続き等に係る担当課」に同じ
- (3) 提出方法
別紙「参加表明書及び企画提案書提出に関する質問書（様式7）」に質問事項を記入の上、環境先進都市推進課に電子メールで送信すること。なお、電子メールで送信した後に環境先進都市推進課に電話で送信の有無を確認すること。
- (4) 回答方法
令和6年3月22日（金）までに、提出されたすべての質問の回答を一括して東広島市の

ホームページに掲示する。

10 参加表明書の提出手続き

(1) 提出期限

令和6年4月2日（火）午後5時まで

(2) 提出場所

「7 手続き等に係る担当課」に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時までに環境先進都市推進課へ提出すること。また、郵送の場合は、書留郵便に限ることとし、封筒に「参加表明書在中」と朱書きして提出期限までに環境先進都市推進課に必着とすること。

(4) 提出書類及び部数

提出書類は以下のとおりとし、日本工業規格によるA4判の規格、片面印刷とすること。

ア 参加表明書

様式1に必要な事項を記入し、提出する。

イ 会社概要

様式2に必要な事項を記入し、提出する。

ウ 参加資格に係る書類

(ア) 参加表明者における業務実勢調書（様式3）

(イ) 一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し

(ウ) 登記事項証明書、印鑑証明書

(エ) （直近決算年度の）貸借対照表及び損益計算書

(オ) 市町村税納税証明書（滞納のない証明書）

11 企画提案書の内容

別紙仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成すること。

(1) 事業実施内容（様式5）

ア 実施方針

提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

イ 太陽光発電設備容量

施設における設定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナーの最大定格出力（kW））を検討すること。

ウ 蓄電池設備容量

- ・施設における想定設備容量（蓄電池出力（kW）及び容量(kWh)）を検討すること。
- ・使用目的（平準化）

エ 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

- ・施設における想定自家消費電力量を検討すること。
- ・温室効果ガス排出削減量は、施設における1年間の総量を算出すること。なお、電力の二酸化炭素排出量係数は、0.540kg-CO₂/kWhを使用すること。

オ 設備設置仕様

- ・太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において設定した設備仕様（寸法、重量等を含む）を記載すること。

- ・想定する設置場所での設置方法は JIS C8955 に定められている加重（風圧、積雪、地震等）に耐えうる構造であること。

カ 非常時・停電時に利用可能なシステム

以下の点を含め、非常時・停電時の利用方法を提案すること。

- ・非常時、停電時のシステム構成図
- ・非常時、停電時の利用、操作方法（特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）
- ・自立運転時に太陽光発電設備から使用可能な出力(kW)

キ 自家消費料金単価及び発電設備導入前後の電気料金（参考見積）

- ・単価は事業期間中一定とし、提示した参考価格をもとに提案すること。単価は参加資格審査結果決定通知送付後に提供する。なお、参考価格は審査の基準単価ではない。
- ・電気料金の概算については、運転期間中における指定管理者の負担として算出（運転期間最長 20 年間分の電気料金シミュレーション等）すること。また、行政財産使用料は免除とする。
- ・事業期間終了後、太陽光発電に係る設備は提案者負担で撤去すること。
- ・排出抑制補助金を活用した場合の額を示すこと。なお、補助見込み額については、排出抑制補助金交付要領のとおりとする。
- ・採択後の業務により、提案時には予見できなかった事象が生じた場合の仕様や電気料金の変更等については、市、指定管理者及び事業者での協議の上決定すること。

(2) 事業実施体制（様式 6）

ア 事業実施体制図

イ 工事計画概要（設備導入工程表）、実施体制（本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載）、事業フロー（資金面における事業実施体制）及び運転期間における維持管理等のスケジュール

ウ 地域内業者活用の提案（会社名、住所等の記載可）

エ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制

オ 代表提案者の経営状況（5 年間）

賃借対照表、経常利益（若しくは営業利益率）、流動比率、自己資本比率等

カ 工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資本計画

キ 故障、緊急時の対応体制図

ク 事業実施中のリスクに対する対策

損害保険の保証額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。

ケ 事業実施に関する保証

設備の導入、運転期間中、撤去までにかかり設定するすべての保証内容

1 2 企画提案書作成にあたっての留意事項

- ・提案者が特定できる要素の記載（企業名・ロゴ等の記載）については禁止とする。
- ・A 4 版を基本とする。一部 A 3 版の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。
- ・枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめること。
- ・文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。

- ・提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- ・言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- ・提出できる企画は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案を認めない。また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

13 企画提案書の提出手続き

(1) 企画提案書の提出期限及び提出方法等

ア 提出期限

令和6年4月5日（金）午後5時まで

イ 提出場所

「7 手続き等に係る担当課」に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時までに環境先進都市推進課へ提出すること。また、郵送の場合は、書留郵便に限ることとし、封筒に「企画提案書在中」と朱書きして提出期限までに環境先進都市推進課に必着とすること。

エ 提出書類及び部数

提出書類は次の表のとおりとすること。

なお、提案書の作成にあたっては、別紙「道の駅湖畔の里福富太陽光発電設備導入業仕様書（案）」を参照すること。

	提出書類	提出部数	備考
1	企画提案書 (様式4)	1部	1～4をまとめ、任意様式の提出鑑文を最上部に一枚添付（代表社印を押印）
2	事業実施内容 (様式5)	左綴じしたものを6部	
3	業務工程計画表 (指定様式なし)		
4	事業実施体制 (様式6)		
5	見積書 (指定様式なし)	1部	代表者印が必要

※企画提案資料のプレゼンテーションは行わないことから、工夫したわかり易いものとする。

オ 協定の締結について

選定した交付決定者と仕様書に基づき詳細を協議し、詳細設計等の事業者自らが事業の安全性等を確認した書類について市の確認を受けたのち、確定する。

事業者から第三者へ詳細設計を発注しないと事業の実施が困難である場合、協定の内容については市、指定管理者及び事業者の協議により決定することができるものとする。

なお協議が不調に終わった場合や失格要件の事項に該当する場合には、選定委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

(2) 企画提案資料に関する審査（書面による聞取り）の実施

提出された企画提案資料については、選定委員会において書面審査を行うこととし、選定

委員からの質問事項がある場合は、質問を書面にまとめ、電子メールにより該当する企画提案者に送信するものとする。

ア 質問期限

令和6年4月12日（金）午後5時までに該当する企画提案者に対して電子メール送信を行う。

イ 質問に対する回答期限

令和6年4月19日（金）午後5時までに任意様式によって電子メールにより回答するものとする。

なお、追加資料の提出は不可とする。

メールアドレス：hgh200928@city.higashihiroshima.lg.jp

ウ 評価基準

別表「道の駅湖畔の里福富太陽光発電設備導入業務事業者選定審査基準」のとおり。

エ 注意事項

回答期限までに回答がない場合は、失格とする。

(3) 特定・非特定理由に関する事項

ア 特定者及び非特定者に対して、その旨及び理由を郵送により通知する。

イ アの通知を受けたものは、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（書式自由。ただしA4用紙とする。）により本市に対して特定または非特定理由について説明を求めることができる。

ウ 特定又は非特定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、郵送により回答するものとする。

エ 特定及び非特定理由の説明受付の場所は、「7 手続き等に係る担当課」に同じ。

1.4 企画提案の審査・スケジュール

企画提案は、選定委員会において審査する。市は企画提案内容について書類審査を行い、全ての応募者に対し、企画提案書に記載のメールアドレスに結果を通知する。

審査にあたっては、選定委員会の各委員が「評価基準」に基づき採点し、最も優れた企業提案者を本件業務の事業予定者として決定する。

企画提案者が1者の場合でも審査を実施することとし、各委員の評価点が60点を超える場合には事業予定者として選定する。

(1) スケジュール

本企画競争実施に係るスケジュールは以下のとおり予定している。

内 容	日 程	備 考
手続開始の公告	令和6年3月4日（月）	
説明書等の閲覧期間	令和6年3月4日（月）から 令和6年4月5日（金）まで	・東広島市ホームページに公開 ・環境先進都市推進課の窓口に 掲出
参加表明書及び企画提案書提出に関する質問の提出期限	令和6年3月15日（金）午後 5時まで	提出方法：電子メール
施設見学及び資料提供の申込み期限	令和6年3月15日（金）午後 5時まで	申込方法：電子メール

参加表明書及び企画提案書提出に関する質問の回答	令和6年3月22日（金）	回答方法：一括してホームページに掲載
資料（対象施設の電力契約情報、請求書、1年間の電力使用量の30分値、詳細図面）の提供	令和6年3月25日（月）	提供方法：電子メール
施設見学	令和6年3月25日（月）から4月2日（火）までの市が定める任意の日	通知方法：電子メール
参加表明書の提出期限	令和6年4月2日（火）午後5時まで	提出方法：持参又は郵送
企画提案書の提出期限	令和6年4月5日（金）午後5時まで	提出方法：持参又は郵送
企画提案書に対する質問事項の送信	令和6年4月12日（金）午後5時まで	通知方法：電子メール
企画提案書の質問事項に対する回答	令和6年4月19日（金）午後5時まで	回答方法：電子メール
選定審査（書面審査）	令和6年4月25日（木）予定	詳細については、別途通知する。
特定・非特定の通知	令和6年5月上旬	通知方法：郵送

(2) 資料の提供

市が参加資格を認めた事業者を対象に、令和6年3月25日（月）に対象施設の資料（電力契約情報、請求書、1年間（令和4年7月～令和5年6月）の電力使用量の30分値、詳細図面）の提供を行う。

本公募のために得た資料については、参加表明書及び企画提案書作成の目的以外に使用してはならず、第三者に公開、提供してはならない。

(3) 施設見学

市が参加資格を認めた事業者を対象に、下記見学期間に対象施設の見学を行う。施設見学を希望する場合は、令和6年3月15日（金）までに担当者へ電子メールで申し込むものとする。

なお、施設見学にあたっては、環境先進都市推進課及び施設管理者の指示に従うこと。

見学期間は、令和6年3月25日（月）～4月2日（火）の間で申し込みがあった事業者ごとに調整し、詳細については、別途通知する。

(4) 選定審査（書面審査）

ア 日時

令和6年4月25日（木）（予定）

イ 選定結果は、審査後、参加者全員に速やかに文書により通知する。

15 その他

(1) 費用の負担

参加表明書及び企画提案書の作成等、選定審査に関する費用は、全て提出者の負担とする。

(2) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 選定審査に係る失格要件

選定審査において次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- ア 参加表明書及び企画提案書が、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- イ 参加表明書及び企画提案書が、市が定める要領に定められた様式及び記載上の留意事項に適合しない場合
- ウ 参加表明書及び企画提案書に、記載すべき事項の全部若しくは一部が記載されていない場合
- エ 参加表明書及び企画提案書に、記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- オ 参加表明書及び企画提案書に、許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合
- カ 参加表明書及び企画提案書に、虚偽の内容が記載されている場合
- キ 選定委員会又は関係者に直接、間接を問わず選定審査に関して不正な接触又は要求をした場合（選定審査説明書に定める手続は除く。）
- ク 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- ケ 東広島市の審査の結果、参加資格がないと認められる場合
- コ その他、公募要領に反すると認められる場合

(4) 業務委託契約に関する事項

契約は、東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号）に基づき行う。

(5) その他

- ア 参加事業者は、参加表明書及び企画提案書の提出をもって本説明書の記載内容を承諾したものとみなす。
- イ 参加表明書及び企画提案書は、受注者の特定以外に使用しない。ただし、選定審査に関する記録として使用できるものとする。
- ウ 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、指名除外措置を行うことがある。
- エ 参加表明書及び企画提案書は、審査に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- オ 参加表明書及び企画提案書の提出後において、参加表明書及び企画提案書に記載された内容の変更は認めない。また、参加表明書及び企画提案書に記載した担当者は、原則として変更することができない。ただし、傷病、死亡、退職等の極めて特別な理由がある場合には変更を行うことができることとするが、その場合にあっては同等以上の資格、経験及び能力を有する者であるとの東広島市の了解を事前に得なければならない。
- カ 参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- キ 選定審査の結果については、公表するものとする。
- ク 参加表明書及び企画提案書は、公正性、透明性、客観性を期するため公表することがある。
- ケ 提案のために東広島市より受領した資料は、東広島市の了解なく公表、使用してはならない。
- コ 参加表明書及び企画提案書の提出は、1者につき1提案に限る。
- サ 参加表明書及び企画提案書を提出した者は、選定審査の参加を辞退することができる。辞退する場合は、「辞退届」（様式9）を提出するものとし、選定審査を辞退したもの

は、これを理由として以後の他の業務の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

別表「道の駅湖畔の里福富太陽光発電設備導入事業者選定審査基準」

評価項目	評価事項		配点	
		評価基準		
事務的評価	参加表明者の評価	会社概要	財務状況等について、資金調達に問題がないか（経常利益・自己資本比率）	10
		参加表明者の同種（類似）業務実績	業務遂行に十分な能力を有するか、同種（類似）業務の実績（件数、規模（契約金額））を評価する。	5
	経費	次に示す算式により評価点を算定する。 $\text{評価点} = 5 \text{点} \times \left\{ 1 - \left[\frac{(\text{提案価格} - \text{最低提案価格})}{(\text{最高提案価格} - \text{最低提案価格})} \right]^2 \right\}$ ※小数点第1位以下は四捨五入する。 ※参加表明書提出事業者が1者である場合、当該項目は評価しない。 ※最高提案価格と最低提案価格の差が、最高提案価格の1%未満の場合、それぞれ5点とする。		5
審査員評価	導入設備の内容	技術提案の具体性及び妥当性		20
		二酸化炭素排出量の削減効果		10
		災害等、非常時利用の内容		10
	工事遂行能力	実施体制（市内業者の活用を含む。）は適切か		10
	業務遂行能力	維持、管理等の実施体制は適切か		10
	事業実施中のリスク対応	事業実施中に発生するリスク等について、対応できる提案となっているか		5
	周辺への配慮	施設周辺への配慮（騒音、振動、反射光・熱対策、安全対策等）は妥当か		5
	事業実施に係る保証	設備の導入、運転期間中、撤去まで対応できる提案となっているか		5
	長期契約における事業継続性についての保証	事業継続を保証できる提案となっているか（必要な補償保険の付保等）		5
合 計			100	